

文化審議会 第3期文化施設部会
劇場・音楽堂等ワーキンググループ（第1回）

開催日：令和8年6月24日（水）14:30～16:30

場 所：文部科学省旧庁舎2階 第2会議室

議 題：1. 座長の選任について（非公開）

2. ワーキンググループの運営について（非公開）

3. ワーキングの審議内容について

4. 劇場・音楽堂等の今後の在り方について

○関係者ヒアリング

(1) 熊本県 観光文化部 観光文化政策課 政策調整審議員 松川 明弘 様

公益財団法人熊本県立劇場 事業グループ長 佐藤 奈々絵 様

(2) 鳥取県 地域社会振興部 文化政策課 企画調整担当 課長補佐

清水 裕詞 様

公益財団法人鳥取県文化振興財団 常務理事 岡崎 隆司 様

(3) 公益社団法人全国公立文化施設協会 専務理事（兼）事務局長

岸 正人 様

5. その他

出席者

・委 員：栗原委員（座長）、石田委員（座長代理）、鬼木委員、岸委員、鈴木委員、林

（立）委員、林（勇）委員（オンライン）、日高委員、箕口委員、山口委員

・文化庁：梶山審議官、小野参事官（芸術文化担当）、吉光参事官補佐、松田企画調整課

課長補佐、その他関係官

1. 座長の選任について

委員の互選により栗原委員が座長に選任された。座長代理については、栗原座長から石田委員が指名された。

2. ワーキンググループの運営について

事務局から、劇場・音楽堂等ワーキンググループの運営について資料2-1、2-2に基づき説明があり、原案のとおり決定された。

また、公開に関する規則に基づき、この時点から会議が公開された。

【栗原座長】 それでは、これより議事に入りたいと思っております。

それでは、議題3、ワーキンググループの審議内容について、事務局から御説明をお願いいたします。

【吉光補佐】 ありがとうございます。資料3を御覧ください。本ワーキンググループでは、劇場・音楽堂等について審議いただくこととなっております。今年度は関係者からのヒアリングを実施しながら、劇場・音楽堂等の活性化に関する指針の改正を含む、劇場・音楽堂等の今後の在り方についての検討を主要な議題としていく予定です。

委員の皆様におかれましては、劇場・音楽堂等に関する具体的なテーマについて、専門性の高い議論を行っていただければと考えております。

また、このワーキンググループにおける検討内容につきましては、栗原座長、石田座長代理から、適宜、親会である文化施設部会に御報告をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

資料3に関する事務局の説明は以上となります。

【栗原座長】 ありがとうございました。今、事務局から御説明いただきましたワーキンググループの進め方について、特に御意見はございますか。

もし特に御提案がないようでしたら、この事務局の（案）に沿いまして了承されたという事で進めさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、議題4にまいりたいと思います。議題4で、事務局より、資料についての御説明をお願い申し上げます。

【吉光補佐】 事務局から、資料4と、続けて資料5について御説明させていただきます。

まず、資料4を御覧ください。こちらはこれまでにいただいた御意見をカテゴリーごとにまとめたものになっておりまして、赤字でお示ししているのが前回からの更新箇所、つまり、前回の会議でいただいた御意見をまとめたものになります。

1枚目を御覧いただきますと、前回お示しした3つの機能モデルについての御意見をいろいろといただいておりますので、追記しております。

2枚目ですが、社会的包摂や人材確保に関する御意見。

3枚目ですと、国や地方公共団体の取組に関する御意見。下のほう、ICT化や劇場への支援の在り方についていただいた御意見を追加させていただいております。

次に、資料5に移ります。今回、地方公共団体の役割と、指定管理者制度の運用について御発表をお願いしておりますけれども、この資料は、この後、意見交換をしていただくに当たっての参考として、事務局で御用意させていただいたものになります。

1枚目ですが、地方公共団体の役割についてです。まず上段に、これまでの御意見を踏まえまして、現状・課題をまとめております。

現状としては、まず設置目的の不明確さがあります。設置目的が不明確であり、自治体の政策における意義、位置づけも曖昧になっているということ。そのために運営方針が曖昧になり、そして、役割が明確になっていないことから、施設間連携ですとか他分野連携につながりづらいという構図があると考えられます。また、これらを支える基盤としまして、ニーズ評価ですとか専門性を有する人材の不足といった課題があつて、政策と現場をつなぐ機能が弱い状況にあるとの御意見をいただいております。加えて、人口減少ですとか高齢化、さらには施設の老朽化が進む中で、施設の配置、維持管理の中長期的な最適化が十分に進んでいないという課題もあると考えられます。

こういった課題に対して、今後の方向性としまして、まずミッションの明確化と、運営方針への反映というのが非常に重要であるということ、そして、住民への裨益ですとか、公共的価値を可視化するための評価の実施、また、役割を整理することによる連携強化といったことが考えられるかと思えます。

役割の整理としては、これまで地方公共団体というものを全て一緒に指針の中では記載していましたが、都道府県と市町村とでは役割も異なってくると思いますので、この辺りの役割分担についても検討できるとよいと思いますし、役割の整理によって施設間、分野間での連携を促していくということも考えられるのではないかと思います。

また、そのほかにも、行政における専門性の確保ですとか、施設の持続可能性の検討といったところも必要に応じて記載を充実していけると良いのではないかと考えております。

また、その下、マル2ですけれども、指針の改正以外の施策としまして、事例集ですとか、評価のモデル（ガイドライン）といったところの作成も考えられるのではないかと思いますので、案として記載しております。

次のページに進んでいただきまして、指定管理者制度の運用についての資料になります。先に3ページ目を御覧いただければと思いますけれども、指定管理者制度の現状

についてまとめております。表の中では、指定管理者の種別、そして、それぞれの特徴のようなところを、簡単にですが、まとめさせていただきました。皆様御承知のことかとは思いますが、一言で指定管理者といっても、自治体出資法人だったり、民間企業から、共同事業体など様々な類型があつて、その主体に応じて得意とする業務にも違いがありますので、運営の在り方というところも様々であると考えられます。

一つ前のページにお戻りいただきまして、先ほどと同じようにまとめておりますが、現状・課題としては、今、御覧いただいたように、指定管理者の特性が一様ではない中、求める役割ですとかサービスが明確になっていないことから、事業者との不適合が生じている可能性、その結果、どういった専門性や水準を備えるべきかといったところが曖昧になることで、事業者の選定ですとか評価において、どうしても価格や形式的な要件に偏ってしまう。そうすると、事業者が頑張っている取組への評価といったところも難しくなるという課題が生じてくると考えられます。

そして、指定期間ですとか更新の不確実性、それから、民間事業者の参入メリットの低下といったところが生じてきますので、質と持続性の確保といったところも困難になるといった点も課題として挙げられるかと思えます。

こういった課題を踏まえまして、まず施設の目的・ミッションに応じて提供すべきサービス、事業者に求める機能の明確化といったところが重要だと考えられますし、それに合った運営手法の検討から、真ん中ですが、評価の適切な実施による質の確保、そして、持続的な運営に向けた工夫として、適切な指定期間の設定ですとか、価格のみによらないような公募の実施といったところが求められると思います。

また、指針にこういったことを盛り込むのも大事ですけれども、現場で制度をうまく運用してもらうためには、ガイドラインの作成ですとか、仕様書のひな形の作成といった情報共有が効果的なところもあると思いますので、案として記載させていただきました。

今後の劇場・音楽堂等が目指すべき姿に対して、指針がどうあるべきか、それから、それ以外に、ここで言うマル2のような、指針とは別の施策としてどういったことが必要かというところで御意見をいただければと考えております。

それから、次の4ページ目ですけれども、こちらはごく御参考で、現行の指針において、設置者または運営者の取組に関する事項ということで、いろいろな項目が記載されていますけれども、その中で設置者だけに役割が与えられている項目が幾つかありますので、参考としてお示しさせていただきました。適宜御覧いただければと思います。

次のページからは参考資料を添付させていただいております。時間の都合もあるので、今回、御説明は省略させていただきますけれども、御議論の際に適宜御参照いただければ幸いです。

駆け足になりまして恐縮ですけれども、事務局からの御説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

【栗原座長】 御説明ありがとうございます。

それでは、地方公共団体の役割、指定管理の運営、これについては、ヒアリングをこれから行ってまいりたいと思います。本日につきましては、熊本県、鳥取県さん、それから、岸委員から発表をお願いしているということですので、皆様、発表をよろしくお願い申し上げます。

ただ、この発表につきましては、途中で御質問等というものもあるかもしれませんが、それにつきましては、全部が終わった後の質疑応答の中でぜひお願いしたいと思いますので、まず発表を皆さんにお聞きいただきたいと思います。

それでは、まず最初に熊本県のほうからということになりますので、熊本県の政策調整審議員の松川様、それから、熊本県立劇場の事業グループ長の佐藤様から、今日はオンラインということで聞いておりますけれども、発表のほうをお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【熊本県（松川）】 皆様、こんにちは。熊本県観光文化政策課の松川と申します。

【熊本県立劇場（佐藤）】 熊本県立劇場の佐藤でございます。

【熊本県（松川）】 本日の発表では、自治体に係る部分は私から、それから、指定管理者に係る部分を県立劇場の佐藤さんから御説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

発表に入ります前に、熊本県が所有する劇場は熊本県立劇場のみということでございますため、本発表におきます劇場とは熊本県立劇場、そして、指定管理者とは公益財団法人熊本県立劇場を指しますので、前置きさせていただきます。

それでは、次のスライドをお願いいたします。熊本県の文化政策におけます劇場の位置づけといたしまして、熊本県では、熊本県立劇場条例を定めておりまして、その第1条に、熊本県立劇場の設置目的を定めております。ここに書いてございますとおり、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能等を通じて県民の文

化の振興を図るために県立劇場を設置するという規定でございます。

それから、次の四角ですけども、平成24年の劇場法の施行によりまして、自治体が文化ホールに関する運営方針を作成するということになりましたので、それを受けまして、熊本県も平成26年の4月に運営方針を策定いたしております。

この運営方針では、熊本県立劇場を県内文化ホールの中核といたしまして、指導的立場を果たすべきものとした上で、質の高い事業の実施ですとか、幅広い世代への文化芸術の普及啓発、専門的人材の確保及び資質向上に努めるよう定めているところでございます。

ちなみに、位置づけといたしまして、先ほどの条例に定めているとおりですけども、県の文化振興基本方針におきましても、県立劇場は県の文化振興を図っていくための県民の文化振興の拠点という位置づけも別にしていただいております。

【熊本県立劇場（佐藤）】　　続きまして、次のスライド、お願いいたします。熊本県立劇場、佐藤より発表いたします。

県立劇場における事業の実施状況を説明いたします。先ほど県から説明がありました県立劇場の運営方針に基づき、熊本県立劇場の事業を実施しています。

県立劇場の運営方針は、指針に基づき策定されておりますので、私どもとしては国の指針に基づいた事業立てをしているという認識でございます。大きく4つに分けて、公演事業。公演事業は自主制作物と買取り公演、こちらを両方ともやっています。クラシック専用のコンサートホールと演劇等に向いている演劇ホールの2つの専用ホールを持っておりますので、その2つの専用ホールの機能を生かすプログラムで編成しております。

続きまして、人材養成事業、こちらにつきましては、県内市町村ホールの職員向け研修、年間に9つから10ぐらいのプログラムがございますが、劇場人育成プログラム、研修事業を行っております。それから、学生対象の舞台技術講座、それから、実演者養成の講座等々を行っております。

続きまして、普及啓発事業。こちらは市町村ホールと協働した公演事業になります。県内一円での鑑賞機会の提供という目的で実施している市町村ネットワーク事業。それから、熊本県内の市町村に演奏家を派遣する演奏家派遣アウトリーチ事業。こちらは年間五、六十コマやっております。

続きまして、共生社会事業。こちらにつきましては、熊本地震を受け、劇場ではかなり共生の広場という活動にシフトしておりまして、熊本地震以降に力を入れている事業です。知的・発達障がい児（者）に向けた劇場体験プログラム「劇場って楽しい！！」、あるいは、

障害の有無にかかわらず楽しむことができるダンスワークショップ等々の事業を行っています。これらの事業につきましては、2018年に熊本県立劇場条例が一部改正されておりまして、人材の育成確保、それから、県内文化施設との連携強化、こちらが熊本県立劇場の役割として新たに追加されたということがございますので、特に強化している事業でございます。

続きまして、次のスライド、お願いいたします。県立劇場では、今年10月から改修工事に伴う長期休館がございます。1年5か月にわたる長期休館です。この間の取組でございますけれども、「旅する、県劇」というようなスローガンの下、県内一円での文化事業の展開を図ってまいります。先ほどこちと熊本地震に触れたんですけれども、地震以降、4か月の臨時休館を余儀なくされております。その間も、劇場としては文化事業を止めることなく、県内各地で文化事業を展開したという経験がございますので、そちらをさらに面的に展開するということで、県内各地、アウトリーチにつきましては、休館中の2年間の100コマ以上、市町村との連携公演を2年間で30公演以上、展開エリアにつきましては、県内の18町村が既に確定しております。併せまして、民間との連携も強化する予定でして、現在、地域の金融機関等との連携による熊本市中心部での公演、提供も検討しております。

それから、熊本県に伝承芸能の人形浄瑠璃、清和文楽という伝承芸能があるんですけれども、こちらにつきまして、熊本県立劇場で、人気漫画コンテンツの『ONE PIECE』とコラボした新作を過去に制作したという経緯がございます。こちらをぜひ熊本県外でも上演したいということで、熊本の伝承芸能の発信にも努めるというようなことを計画しております。

続いてのスライド、お願いいたします。併せて、熊本県は、台湾の半導体大手のTSMCの進出を契機に、台湾をはじめとしたアジアとの人的・経済的交流が急速に進行しています。文化におきまして、県立劇場が「文化芸術のゲートウェイ」として、アジア諸国の実演芸術に触れる機会の提供、それから、相互理解と地域における国際的な文化環境の形成に資するということを目的に、事業の展開を計画しております。

こちらは2025年度からスタートしておりまして、2026年度、今年度につきましても、先ほど申し上げました地元の清和文楽と台湾の人形劇、布袋劇、こちらのコラボ公演等々を予定しております。

それから、県内の劇場間、市町村立の劇場との連携・役割分担につきまして、次のスライド、お願いいたします。県立劇場は、県内の公立文化施設、市町村ホール34館が加盟す

る県の公立文化施設協議会の会長館でございます。主に研修事業、それから、情報交換等々を、年間を通じて行っております。それから、先ほども少し触れました市町村の公共ホールとの共催事業ですね。公演事業、それからアウトリーチ事業、こちらにつきまして他県でも広く展開されていることは存じておりますけれども、熊本県につきましては、県立劇場単体での展開ではなく、市町村ホールと共同主催での展開をしております。市町村ホールと県立劇場が相互に収支に責任を持って、共同主催で行うというのが私どものスキームの特徴でございます。

それから、熊本地震以降、強化している共生社会事業につきまして、こちらも県立劇場単独での取組ではなく、やはり面的展開が大切だということで、2019年度から継続している「劇場って楽しい！！」ですね。こちらを面的展開のため、2024年度から熊本市以外の市町村との連携というのをスタートしています。熊本県の島嶼部に当たる天草市、それから、2026年、今年度から宇土市とも共同開催を予定しております。

それから、政令市である熊本市の熊本市民会館と包括協定を結んでおりまして、熊本県立劇場の休館中の事業、それから、休館を伴う改修工事期間の調整や互いの休館中の事業の共同開催等々を行っておるところです。

次のスライドでございますが、こちらは休館中の取組を図示したものです。このように県内各地ですね。島嶼部から山間部、2026年度下期は18市町村での展開を予定しております。およそ30事業ほど、公演、アウトリーチ含めて予定しております。それから右側ですが、アウトリーチ事業のスキームの例を図示しております。県立劇場と開催市町村ホール、あるいは教育委員会のこともあるんですけれども業務と経費を分担して、共同で取り組んでいるというところですよ。

次のスライド、お願いいたします。ということで、熊本県立劇場と市町村ホールの役割分担の考え方ですが、県立劇場としましては、企画制作、それから、専門的人材。企画制作力の提供ですね。それから、アーティストネットワークの提供を行い、市町村ホールにつきましては、やはり基礎自治体として地域住民との接点ということで、広報ですとか、あるいは地域住民の参加の機会提供、それから、会場運営ですね。そちらを行っていただくというような役割分担をしています。

県立劇場単体ではとても県内あまねく文化に触れる機会の提供はできないため県域で補完し合う構造と認識しております。県立劇場にとって市町村ホールは、共同で事業を行うパートナーであるというように認識しております。

【熊本県（松川）】 続きまして、スライド9をお願いいたします。「施設運営の考え方ー指定管理の選択理由」につきましてですが、熊本県立劇場では、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る目的で、平成18年から指定管理者制度を導入いたしております。現在、5期目となっております。

なお、第1期から第5期まで公益財団法人熊本県立劇場が指定管理者となっているところです。

実演芸術を担う人材の育成や長期的なビジョンに基づきます事業の実施及び人脈の蓄積に取り組む必要がございますため、第4期以降は非公募での指定管理者の選定を行っております。また、全国的にも珍しく利用料金制を採用いたしておりません。これによりまして安定した財源が確保できますとともに、採算の取れにくい公益事業も十分に実施することができ、運営方針に定めます「質の高い事業」ですとか「普及啓発」の推進に寄与しているものと考えております。

【熊本県立劇場（佐藤）】 財政的な工夫でございますが、熊本県立劇場では、公的助成金の活用、それから、民間協賛金の獲得、こちらを努力しております。

併せまして、財団のほうで特定費用準備資金取扱規程を整備しておりまして、大型事業については計画的に積立てをして、事業に備えているところでございます。

【熊本県（松川）】 次のスライドをお願いいたします。「施設運営の考え方ー将来的な改修計画や施設維持の考え方」でございますけれども、熊本県では、県有財産を総合的に企画、管理・活用しまして、最適な財産経営によります財政負担の軽減、それから、効率的活用と長寿命化を推進いたしますため、平成25年に熊本県公共施設等総合管理計画を策定いたしております。この計画の基本理念でございます90年使用を目標といたしました長寿命化を目指すために、長期的計画といたしまして、平成27年に、翌、平成28年から令和58年までの改修計画、県立劇場保全計画というものを策定いたしております。現在は、その実施計画に基づきまして、平成28から令和9年度までの計画で計画的な改修を行っております。

また、令和8年10月から令和10年2月まで、特定天井の改修工事ですとか受変電設備、それから、空調設備等の老朽化した設備の改修を行うため、1年5か月間の休館を予定しております。

次のスライド、お願いいたします。「評価・検証のあり方ー県の実施状況」というところでございますけれども、熊本県では、人事課が定めます公の施設の指定管理者の指定まで

の標準的な事務処理及び指定管理者による施設の管理運営等の監視・評価の標準的な実施方法等を定める指針がございます。この指針に基づきまして、毎年度、県が実地調査を実施いたしまして、指定管理者からは自己評価の提出を求めています。そして、それらを基に管理運営評価票の作成を行っております。

スライドの9でも御説明いたしましたけれども、県立劇場では、非公募で指定管理者を選定しております。長期にわたり同一の指定管理者が管理運営を行うことになりやすいということがございますために、事業計画等が適切に実施されているか、また、運営方針に沿った活動が行われているかなどにつきまして、重点的かつ厳格に点検・評価する必要があると思っております。したがって、管理運営評価票の作成に当たりましては、外部有識者で構成されます事業評価検討委員会を設置いたしまして、委員の意見を聴取することとなっております。

なお、熊本県の県有施設で、外部有識者から意見聴取しているのは、この県立劇場のみとなっております。

【熊本県立劇場（佐藤）】 続きまして、スライド、お願いいたします。県立劇場においても同様に自己評価というものを重視しておりまして、同じように外部有識者による評価委員会を組成しております。文化事業評価委員会でございますけれども、県内の有識者7名で構成する委員会でございます。県立劇場が主催する文化事業、こちらについて7名の委員の皆様にご視察いただき、レポートを提出していただきます。事業の目的に沿った内容であったか。効果はどうだったかということ測るようなレポートでございます。併せまして、年に2回、委員会を開催しまして、意見交換していただき、そちらを次年度事業に生かしているところでございます。

【熊本県（松川）】 次のスライド、お願いいたします。指定管理者制度の現状と課題というところでございますけれども、熊本県立劇場では、ここまで説明いたしましたとおり、専門人材により芸術文化振興を推進し、非公募により指定管理者の選定を行う。それから、指定管理者による管理・料金収受代行方式ですね。利用料金制を採らないということで運営を行っております。これらの制度設計によりまして、次のようなメリットが生まれていると思います。

一つが、県と県立劇場の連携を通しまして、劇場法が求める設置者の責務が県立劇場の運営に反映されやすいということでございます。非公募での選定を行うことで、長期的な視点で継続的、安定的な管理運営体制を確保することができるようになりますため、短期

競争による文化事業の断絶リスクが比較的低くなります。また、利用料金制を採らないことによりまして、収益だけを重視する必要がなくなりますため、採算性のみでは測ることのできない文化的・公共的観点からの事業判断が可能となります。

一方、課題といたしまして、現在、熊本県立劇場の指定管理期間は5年間となっておりますが、こうした期間的な区切りがございますため、運営主体の継続性ですとか専門人材の蓄積が不安定になりやすいということが挙げられます。また、財源形成や組織基盤の強化は、県の予算方針の影響を強く受けますため、県と指定管理者との十分な協議が不可欠となっているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。自治体と管理者の役割分担でございますが、指定管理者は、地域の文化拠点として、県が策定いたしました県立劇場運営方針に掲げます質の高い事業の実施、普及啓発、それから、専門的な人材の確保及び資質の向上などの施策を主体となって実施しております。熊本県といたしましても、そういった取組を十分に実施できるよう指導や支援を行いますとともに、財政措置を含めまして、熊本県全体の文化施策の総合的な推進を図っております。県と指定管理者はそれぞれの役割を果たしつつ、日頃から密な連携を行うことで、同じ方向を目指して、一体となって文化の発展に努めているところでございます。

以上で熊本県からの発表を終えさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

【栗原座長】 ありがとうございました。熊本県のお二方、本当にありがとうございました。

それでは、次の発表に移ってまいりたいと思います。次は鳥取県でございますね。地域社会振興部文化政策課の企画調整担当課長補佐の清水様。それから、公益財団法人鳥取県文化振興財団の常務理事であられる岡崎様、このお二人から発表をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

【鳥取県（清水）】 鳥取県文化政策課の清水です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って、鳥取県の考えと指定管理者である鳥取県文化振興財団の取組について御説明します。

まず、鳥取県の劇場・音楽堂についてですが、概要のところにも記載しておりますが、県内に16施設ありまして、県文化政策課が所管する劇場・音楽堂は、東部、中部、西部に1か所ずつございます。それに加えて、下、4のところに書いてあるんですけども、童謡館というのを我々が所管してまして、この4施設がそれぞれ指定管理者で管理

運営を行っております。

次に、本県における文化振興の基本方針について御説明します。県では基本方針を定めたアートピアとっとり行動指針を示しておりまして、文化芸術の振興に関する施策を総合的に実施しております。資料にはつけていないんですけども、アートピアとは、アートとユートピア（理想社会）を組み合わせた造語で、県の文化振興条例の理念である、心豊かで潤いのある県民生活、個性豊かで活力のある社会の実現に向けたものであり、文化芸術基本法の第7の2の地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画として位置づけております。

本指針では、現在、2期計画に当たり、その方向性については3つの基本方針を示しております。1つ目が、文化芸術に親しむ環境づくり、2つ目が、文化芸術を育む人づくり、文化芸術による元気な地域づくり、そのため、芸術創造発表の機会の充実や、活動拠点となる文化施設の機能強化を進めており、文化施設においては、単なる鑑賞の場ではなく、誰もが気軽に集い交流できるまちの広場としての役割を担っています。

福祉分野との連携では、鳥取県が全国に先駆けて取り組んできた、あいサポート運動を基盤とし、鳥取県障がい者舞台芸術祭や全国手話パフォーマンス甲子園を開催し、障害のある方の創造発表の機会の充実と、社会参加の促進に取り組んでおります。指定管理者の財団の取組としましては、障害者の方向けのコンサートとして、サックス、ピアノ、マンドリンによる視覚障害者の方とその家族、介助者を対象にしたコンサートや、児童養護施設に出向いてのクリスマスコンサートといった活動を行っております。

また、教育分野では、子供たちが質の高い文化芸術に触れる機会の提供をしており、教育普及プログラムとして、高校生や特別支援学校の生徒を対象にした鑑賞事業を実施しているほか、劇場へようこそプロジェクトというのがありまして、小学5年生を劇場に招き、実際のホール空間での質の高い実演芸術に触れる機会を提供したり、昨年度は、コンサート鑑賞だけではなく、劇場マナーや楽器体験、バックステージ等の見学といった文化技術を身近に感じられる企画を実施しております。

続いて、2番目の劇場における事業の実施状況です。資料1になります。こちらは鳥取県文化振興財団が令和8年度に実施する事業一覧です。まず文化芸術においては、文化芸術や公立文化施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、財団では6つのミッションと2つの施設の公立文化施設としての3つのミッションを挙げております。事業実施に当たっては、地域拠点型劇場としての役割と機能を明確にし、次のページ、5つのカテゴリでの事業を計画実施

し、どのミッションに該当するか、また、事業がどの段階にあるかを明確にし、財団職員が意識して事業を実施されております。

その中のプロデュース事業です。黄色のところですけども、財団が企画段階から関わり、一つの舞台作品をつくり上げる事業です。例えばU-18シアタープロジェクト事業では、県内の18歳以下の方が創作した台本を県内の18歳以下の方が演じる新作劇場の公演など、地元出身の出演者を中心とした舞台公演を企画、制作、上演したのになります。

また、5番目の人材育成事業では、舞台芸術を支える人材の育成を目的として、舞台技術研修会を実施しています。地元の大学生や高校演劇部の生徒などを対象に、照明、音響などの舞台技術について実践的に学ぶ体験型の研修会や、県内公立の文化施設で企画、制作、広報等を担う職員を対象とした各種スキルの向上やノウハウ取得、職員の専門性向上といった取組をしております。

3番目、県内の劇場間の連携や役割の考え方についてです。県では、アートピアとっとり行動指針において、市町村の文化施設を生涯学習や交流、憩いの場など、地域交流、コミュニティの拠点として位置づけており、県民が日常生活に文化芸術に親しめる環境を整備する上で、これらの施設の連携は不可欠であると考えています。そのため、県立文化施設は地域の施設とネットワークを形成しながら、公演や展示事業の連携、人材育成の推進など、広域的な文化芸術振興の中核的役割を担っております。財団では、地域の文化芸術環境の格差解消を目的に、市町村施設とのネットワーク強化を進め、施設職員など専門人材の育成や教育福祉分野と連携した事業への支援も実施しております。

資料2を御覧ください。この事業は本格的なホール公演に触れる機会が比較的に少ない地域を対象に、市町村と協働して質の高い実演芸術を提供するものです。地域住民の鑑賞機会の充実に加え、新たな鑑賞者層の開拓や地域の活性化につなげることを目的としたものです。今年度は、県内8つの町と連携し、親子層や若年層を主な対象とした地域密着型の公演を実施しており、企画面だけではなく、舞台、照明、音響などの専門スタッフの派遣や、必要に応じた仮設ステージの設営支援などを行い、市町村単独では実現が難しい事業を技術面、運営面からもサポートしています。

次に、県立文化施設における指定管理者制度の選択、考え方についてです。

まず、指定管理者制度については、本制度が公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認められたときに活用できる制度であり、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービス提供者を議会の議決を経て指定するものであり、単

なる価格競争の入札と異なるものとされています。この施設の設置目的に沿った効果的な運営が実現できるかという点においては、制度導入の目的が住民サービスの向上と利用者満足度の向上を図ること、管理運営の効率化、民間の創意工夫、経験等を導入することにより、より質の高い施設運営を実施することにあります。

県立の劇場・音楽堂は、県内の文化施設、県内の文化芸術振興を牽引する中核的施設であることから、その役割を十分に果たすために、専門性や経験を有する団体による運営が重要であると考えています。また、指定管理施設は公共が設置したものであり、事業実施や運営には県費が当てられており、最小の経費で最大の効果が求められます。そのため県では、民間の創意工夫や専門的知見を生かしながら、施設の管理運営と事業展開を一体的に行う手法として指定管理者制度を採用しています。その結果、各施設においては、設置目的に沿った運営管理が行われており、県民への文化芸術サービスの提供や県民文化芸術活動の活性化に一定の成果を上げていると考えております。

続きまして、施設運営における公共性と採算性のバランス、そして、財政支援の考え方についてです。まず、県立文化施設の運営において最も重要なものは公共性を追求することであり、劇場・音楽堂は、特定の利用者や芸術関係者だけのための施設ではなく、福祉、教育、まちづくりなど幅広い分野と連携しながら、県民に文化芸術を届ける公共施設であると考えています。そのため、事業の実施に当たっては、必ずしも採算性が見込めない場合であっても、公益的な意義が高い事業についても取り組むことが大前提となります。例えば若手アーティストに発表の機会を提供する展覧会やコンサートの開催、あるいは県内の文化団体や学校が行う文化活動に対して、施設利用料の減免措置など、収益性よりも公共的な価値を重視した取組によるものです。

一方で、こうした公益性の高い事業を継続していくためには、財源確保や経営効率化にも取り組み、公共性と採算性の適切なバランスを図ることが重要です。このため、県と指定管理者が連携しながら多様な財源確保に努めており、具体的には、ネーミングライツ、文化庁や民間助成金の活用、指定管理者の基金の造成といったこともあります。加えて、企業とのパートナーシップによる協賛制度も重要な財源です。鳥取県は大都市圏と比べ、大企業が少ない地域ですが、地域企業の皆様に趣旨を御理解いただき、建設業をはじめ、様々な業種の企業から支援をいただいております。

このように県立文化施設では、公共性を運営の基本に据えながら、多様な財源確保と効率的な運営を進めることで文化芸術活動を継続的に支える仕組みづくりに取り組んでおり

ます。

続いて、指定管理の評価・検証についてです。県では、指定管理者に対し、毎年度、事業計画書と事業報告書の提出を求めています。事業報告書では、事業実施状況、収支、財団職員の技術職員の資格の保有状況や経験年数、施設の修繕や委託の実績など記載し、それらは県のホームページに公開し、施設運営の透明性の確保に努めています。指定管理者の評価・検証については、毎年度の事業評価、事業報告書の評価の適性について、県職員が帳簿や関係書類を確認し、評価しております。また、外部委員の評価は、指定管理者5年間で、3年目に中間評価を実施します。評価内容は、委員会が管理運営の状況、施設の維持管理、事業の実施状況といったことを総合的に審査し、評価点と評価内容を明示した上で検証を行っています。これらの評価結果については、県のホームページで公表しており、指定管理者は、この評価結果や改善提案を施設運営に反映し、サービス向上や運営改善につなげております。

続きまして、指定管理者に関する今後の課題についてです。3点あります。

まず1点目は、先ほどもありましたけども、指定管理者の期間の在り方についてです。現在、県立文化施設の指定管理期間を5年としておりますが、指定管理者からは、期間延長を求める意見をいただいています。劇場・音楽堂の運営では、舞台機構や音響、照明など専門的なシステムに関する知識や技術の習得に相当の期間を要します。同時に、文化芸術事業は、人材育成や地域との関係構築など、中長期的な視点で成果を積み上げていく側面が強く、事業計画についても複数年を見据えた取組が求められます。そのため、より安定的かつ継続的な施設運営を実施する観点から、指定管理期間の在り方については今後の検討課題の一つであると認識があります。

2つ目は、指定管理の評価手法についてです。現在は、事業実績や利用状況などを中心に評価を行っていますが、今後は定量的な評価に加え、事業成果、地域への波及効果、課題への取組状況など、より適切に把握できる評価手法について検討が必要と考えています。評価項目や評価基準の見直しを通じて、指定管理者の取組や成果をよりの確に評価できる仕組みづくりが求められています。

3点目です。社会環境や地域課題への変化への対応です。人口減少や少子高齢化、多様化する県民ニーズへの対応といった実情など、文化施設を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした状況の中で、指定管理者制度を継続していく場合には、文化施設に求められる役割や機能の変化を踏まえながら、制度の運用や施設運営の在り方について、継続

的に検討していく必要があると考えております。

最後に、施設の老朽化対策についてです。冒頭で、施設概要を御説明しましたが、県立文化施設の中には、建設から30年以上経過している施設があり、特に舞台設備、空調、電気などの設備については大規模改修を実施済み、またはこれから実施する必要が出ております。老朽化対策については、県の営繕部門と連携し、施設ごとに策定した中長期保全計画に基づき計画的に改修、更新を進めているところです。特に劇場・音楽堂は、設備の不具合が利用者の安全や公演運営に大きな影響を及ぼすことから、故障してから直すという事後対応ではなく、故障する前に更新、修繕を行う予防保全を基本として、改修を進めております。そのため、指定管理者、県の営繕部門、我々の文化政策課が連携しながら、施設の利用状況や改修の優先度を踏まえ、計画的に整備を進めております。

また、施設の安全性や利便性の向上につきましては、近年は、利用者の高齢化にも対応するために、大ホールや会議室へのアクセスしやすいエレベーターの整備、多目的駐車場の増設、駐車場から館内への動線上への屋根の設置など、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を踏まえた施設整備を進めております。今後も文化施設を安全かつ快適に利用していただけるよう計画的な施設保全と利用環境の向上に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

【栗原座長】 御発表ありがとうございました。

それでは、続きまして、岸委員から発表をお願い申し上げます。

【岸委員】 熊本県、鳥取県とも先進的な取り組みをご紹介いただき、ありがとうございます。今伺った自治体と施設の関係ばかりだと、もうこの後、発表しなくていいんじゃないかなと思ったところではあるんですけども、必ずしもそうでないところから述べさせていただきます。

お手元の資料8は、協会で2023年に「劇場、音楽堂等における指定管理者制度運用への提言」としてまとめたものです。本日は、この資料も踏まえ、全国の施設から寄せられた声を基に、指定管理者制度の現状と課題、今後の運用について述べさせていただきます。

劇場は、施設の規模や構成、運営者と自治体との関係性や指定管理の協定の内容も様々ですが、全般的な課題として、制度の本来の導入目的である多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応していくことが片隅に迫いやられ、自治体の財政難からコストの縮減が目的化し、短期の指定期間も相まって、雇用環境が悪化し、結果として、事業の運営の現

場が疲弊し、安全管理が損なわれ、劇場が本来、地域に対して果たすべき役割が必ずしも十分に発揮できていない状況となっています。

その起因するところは、自治体、これは職員も首長も議員も含みますが、その自治体に劇場施設の特殊性や果たすべき役割等への知見や理解がなく、単一的あるいは反復的な機能の他の公の施設、例えば駐車場などと十把一絡げに扱われていることにあります。制度が劇場法に先んじて導入されたこともその一因だと思われます。

劇場は、舞台機構や照明など重機設備を備えた施設として、地域の文化振興を主目的として設置されています。劇場法において、「施設と運営に係る人的体制の総体」とされ、専門人材を配置し、創意と知見を持って多様な事業を実施することにより、政策目的を遂行することが求められています。舞台芸術の多様な鑑賞機会の提供のみならず、新たな文化芸術の創造発信、地域の学校や文化団体等の活動の促進、共生社会実現に向けた障害者や社会的弱者への対応、関連機関との連携、国際交流など、また、それらを通じたコミュニティの人的つながりの強化やまちづくりの推進など、まだまだ果たせる役割があります。

現行の指針においても、「指定管理者制度の運用に関する事項」が示されていますが、とても各自治体における制度の運用において認識されているとは思えない状況です。

総務省では、制度について、平成22年の通知で、「単なる価格競争による入札とは異なる」、「設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定める」、「雇用・労働条件への適切な配慮」を求めています。

そこで、今後の運用の在り方に向けた提案が3つあります。

一つは、コストの縮減の目的化への対応策として、一定の拘束性を示した制度運用の手引となるガイドラインを作成、各自治体に配布し、それを基に、公募の際に用いる「仕様書」等に反映させることです。指針の改正だけでは有効性に限りがあります。ガイドラインには、劇場法の理念や8つの事業を基に指針の運用の事項をより詳細に落とし込み、文化施設部会で上げられた劇場の機能モデルごとに求められる項目を示す。自治体は、地域状況や施設目的に応じて自らの施設に必要な項目を選択し、仕様に反映させる。その中で、施設管理については、性能発注型の要求水準とし、定量的なものだけではなく、安全、安心な創造・鑑賞環境の保障や、施設利用時の地域との連携など定性的な内容も含めて示す。

予算については、専門的人材の確保に向け、求められる人材のキャリアや安定的な雇用環境に向けた定期昇給などを踏まえた人件費額も含めて、適正なサービスの提供、施設設備の維持、運営管理などの基準となる「標準管理経費」を設定し、加えて、全体の最低制

限価格を示す。

また、老朽化対策として、修繕費は変動があることから、実績払いとする。そして、予算の費目間の流用など、運営の自由度を高くすることにより、提案者の工夫の余地を大きくし、多様な提案内容を求めることで、コスト効率が向上し、制度の趣旨であるノウハウの活用が生きてきます。

2つ目は、短期の指定期間への対応策として、ガイドラインにおいて、施設の設置目的や論点整理の「5つのミッション」と「4つの機能強化」を踏まえた十分に機能が発揮できるような一定の長期的な指定期間、例えば10年とする。中でも基本理念、役割、機能などが明確で、社会的必要性に基づく公共戦略的な施設については、指名指定とすべきです。また、期間中の中間評価により、さきの要求水準が達成されている場合については、継続的な指名契約とすべきです。さらに、見通せない物価上昇を理由に、短期とすることなく、仕様書に諸物価の変動率を示して予算に反映させ、著しい場合は後の協議とすべきです。

最後に、自治体への文化政策の専門人材の配置です。自治体の施設担当者は、おおむね2年から3年で変わります。ガイドラインに基づき、制度を的確に運用するためには、本日も委員にいらっしゃいますが、ぜひとも多くの自治体に文化専門官の配置、推進を求めます。自治体内の施設担当セクションと、財政、営繕、指定管理を担う行政経営等のハブとなり、施設効果の最大化を図り、また、指定管理者の舞台技術者担当のカウンターパートとなることで、施設設備の老朽化対応の取りまとめも可能となります。特に都道府県に配置することにより、域内の市町村における施設間のネットワーク化や職員の人材研修、改修時期の調整などが可能となります。そして、自治体と指定管理者が共通の政策目的を遂行するパートナーとして協働すべきです。また、社会環境の変化を受けて、必要に応じて設置時の条例も更新すべきと考えます。

公共的価値、社会的価値を明確化し、ガイドラインの導入を含めた対応策により、専門性、公共性を両立させる制度設計と地域の実情に応じた柔軟な制度運用を行うことで、劇場・音楽堂等を地域の社会的ハブとして機能させることができるようになります。

以上です。ありがとうございました。

【栗原座長】 岸委員、ありがとうございました。

それでは、3つの発表をしていただきましたので、これから地方公共団体の役割と指定管理の運用ということにつきまして、委員の皆様においての活発な御議論、意見交換を行っていきたいと思っております。約45分間ですけれども、今回の指定管理だけを言ってし

まうと、皆さん言いたいことがいっぱいあるかもしれませんので、あくまでも地方公共団体の役割と関連した形での趣旨の指定管理というような御提言をいただけると大変助かります。今日は時間もすごく短いということもありますので、自由な形で発言していただこうかなと考えております。初めて御参加された沖縄と横浜市の方は遠慮なさらずにぜひ、せっかく沖縄から日帰りですらっしゃっていますから、どんどん遠慮なく発言をいただきたいと思います。

それでは、どうぞ皆様、よろしくお願い申し上げます。

【鬼木委員】 御発表に質問から始めたほうがよろしいですか。

【栗原座長】 どちらでも大丈夫です。

【鬼木委員】 では、熊本県の発表に関して御質問させていただきたいと思います。自治体の役割という点で、施設のミッションといいますか、何をこの施設に求めるかというところを考えていくところが重要なと思ったんですが、熊本県立劇場の条例、頂いた資料の2枚目のスライドにある条例で書いてあることと、熊本県立劇場の運営方針の理念のところに書いてあるものが、県民の文化の振興ということと、理念で書いている「新しい広場」とか「未来への窓」というのが、何というんでしょうね。近いといえば近いんですけど、少し踏み込んでいるというか、意味を拡張して理念のほうではおっしゃっているのかなと思ひまして、こういうことを決めていくのが自治体の役割なんだというのを伺っていて思ひまして、質問としては、「新しい広場」ということで理念の中に入っているんですが、これを具体化する事業としてはどの辺りのものがこれに当たるのかなというのを、その趣旨に基づいて御説明いただけるとありがたいかなと。

【熊本県立劇場（佐藤）】 もともとは熊本県立劇場、2つの専用ホールがあるということで、文化の殿堂的な位置づけが非常に強かった事業ですね。クラシックコンサートを海外アーティストらの招聘等々をやってきて、今もちろんそれはホールの専用性を最大化する事業として行っているんですけども、敷居を下げる事業というのを最近では強化しております、ファミリー層、あるいはけんげきキッズプログラムと言って、キッズ層に向けたプログラムも昨年度から強化しているところです。それから、熊本県立劇場のみならず、県立劇場外での事業を強化しております、劇場そのものではなくて、劇場の事業が広場であるというような考え方で、市町村ホールでの公演ですとか、そちらのほうの強化にシフトして行っているというようなことでございます。

【鬼木委員】 ありがとうございます。

では、続いて、鳥取県さんのほうに御質問ですけども、先ほど課題を3点挙げられておられて、収益性よりも公共的価値を優先するという中で、特に指定期間が課題だとおっしゃっていらしたんですけれども、今、お考えとしては、指定期間というのは長いほうがいいというお考えなのかどうかというのをお聞きしたいなと思いました。

【鳥取県文化振興財団（岡崎）】 私の方からいいでしょうか。文化振興財団の常務をしています岡崎と申します。

今日、文化政策課課長補佐が申し上げたことは、我々とほぼ同じ内容を発言していただいております。というのは、ちょっと参考資料を見ていただくとよろしいんですけど、縦長の一枚物をお配りしていると思うんですが。一番最後ですね。これは文化政策課というところと話をしている中で、私が作ったんですけど、提出する目的は、今までも鳥取県、設置自治体として取り組んでいただいています。それをさらに明確化して、対外的に鳥取県の動きを後押ししたいということで、私どもが作った提案書です。この中には、背景として、地域を支える社会資本を挙げていますが、先ほど熊本県さんの御指摘ありましたが、実は、施設管理条例は公の施設の時代につくったものなんですね。ですから、そのときは多分ほかの施設も文化芸術の振興をもって運営するという。それが一丁目一番地になっていると思います。その後、文化芸術基本法ができて、劇場法ができて、指針ができた。その間に、文化芸術推進計画、県の指針が変わってきています。なので、財団はもともとは施設管理財団ですけど、文化芸術はツールとして地域の活性化とか、ここが第一の目的に変わっています。我々の財団は、できたときから、初めからそれです。それを今回、具現化するためのものとしてまとめたものがこれですけど、背景とか現状認識の中で、提案の核心としては、文化芸術への投資は予防的投資ですよということをうたっています。

先ほどの年数の話ですけど、これは実は人材が蓄積していないんです。なぜかというところ、3年ないし5年で、指定管理の期間が切れてしまうということは、継続雇用が約束されていないという。特に公募に至ってはそうですね。鳥取県の場合は、指名指定でやっています。ですから、基本的には継続しますが、ただし、そういう制度的な枠組みがあるために、人材の蓄積と循環ができていないのが第一義的な問題だということで、それは行政側も2年から3年で変わっているということで、人材育成もなかなか厳しいということになるわけですね。ですから、岸委員がおっしゃったように、人材の文化専門官みたいな形で行政に欲しいし、管理団体としては、その蓄積と循環するためには、期間が、20年

も30年もと言いませんけど、せめて5年を長くしてくださいということなんですね。大抵の場合だったら、10年あったら、そのめどが立ちますという言い方で話をずっとして、その方向で認識していただいているということです。

以上です。

【鬼木委員】 ありがとうございます。予防的投資と、すばらしい言葉だと思います。

取りあえず。ありがとうございます。

【栗原座長】 ありがとうございます。ぜひ皆様の中で、御質問でもよろしいんですけども、できれば公益というか、こういう地方公共団体の役割等々について、私ども一種の諮問機関のようなものでございますので、自由に御発言いただけると大変ありがたいと思っております。

では、石田委員。

【石田座長代理】 御発表を三者からいただきました。ありがとうございます。私なりに整理しながら伺っておりました。キーワードが幾つかあったと思います。自治体と県立の劇場、それから公文協というお立場からでしたので、一つにはやはり設置者の責務ということが色濃く御発表に反映されていたと思います。

その中で、自治体の意識がここまでしっかりとしているのかと、感銘を受けたところでございます。自治体の御担当者が2年、3年で代わっても、理念がきちんとつくられていれば、受け継がれていくだろうと感じました。自治体側にうまくコミュニケーションできる方がいらっしやっていたのだけれど、代わってしまうという徒労感を、我々日頃お役所とお付き合いしていて感じるが多々あるのですけれども、それがなくなるかもしれないとお伺いしながら思いました。

それから、改修に関して、きちんと熊本県が措置されているということは、本当に心強いと思います。やはり「改修は計画的に」という言葉しかなさそうです。2028年度前後の首都圏の状況を考えますと、我々はどうすればよいのかというぐらい大変な状況です。県立劇場というのは、地域においてはオンリーワンなわけですね。そこがきちんと、自治体の考えに支えられているということがすばらしいことだと思いました。

それから、指定管理者制度についてはお三方からお話いただいたのですけれども、やはり指定管理期間の長期化ですね。これが長期的になればなるほど何がよいのかということとは人材のことに尽きるということが御発表でよく分かります。劇場で働く人材の循環というのが見込めないのはなぜか。これが硬直化しているのが芸術文化振興の今の現場の実

情かと思います。やはり雇用がきちんと確保されていないからだと思うのです。その雇用の確保をきちんと裏づけるのが指定管理者制度の効果的な運用になるということでしょうか。これは公文協さんが以前、御発表されたときに使われた言葉だと思うのですが、しっかりこれから考えていったほうがいいと思っています。それがもう一つの点です。

それから、中核館の広域連携についてです。これは御意見を申し上げるとともに、御質問を熊本県さんと鳥取県さんにしたいと思っています。県立の館が地域のハブとなるというのは確実な手法だと考えます。でも、全てを担うわけではなくて、いろいろなやり取りの情報のハブであったり、人のハブであったりということになると思います。それにはやはり人的、時間的、費用的なリスクが一定伴うことになります。それを我々は十分に認識した上で、連携だとか広域連携という話をしなければいけないと思っています。

そこでまず熊本県さんにお伺いしたいのが、先ほどの御発表にもありましたけれども、県域を超えるという活動も幾つかされていると認識しております。それについて、どう県民に説明していくのか。やはり県立なのだから県民のためにと言われてしまうと思うのです。それを回避するための考え方や説明の仕方を御披露いただければと思いますので、お願いします。

それから、鳥取県さんは今、県域の中での展開を実施いただけていると資料にありましたけれども、それに加えてこれから県域を超えるということは考えられるのか、考えにくいのか。その辺り、少し御説明いただけるといいかなと思います。

それぞれに簡単で結構ですので、お答えいただけるとありがたいです。まずそこまでお願いします。

【熊本県（松川）】 熊本県でございます。文化芸術の県外への発信というところのお尋ねでございますけれども、以前から熊本県では、県外に向けての清和文楽とかの事業を県外に発信する伝承芸能を、県が発信するという事で既にやっております。

また、県庁の組織といたしましても、文化振興というものは、以前、企画振興部というところで所管していたのですが、令和6年10月に組織を改編いたしまして、観光文化部というところになりました。そのために、文化芸術は県民の生活を豊かにするというだけではなくて、県内の魅力を国内外、県内外に発信して、交流人口の拡大とか地域経済の活性化につなげるという目的を持って組織が改編されましたので、今は特に文化をコンテンツとして県外に発信するというものも大事な事業ということで位置づけられております。

【熊本県立劇場（佐藤）】 加えまして、劇場からです。劇場でも、これまでも行政区域

を越えた連携というような事業は既に実施しておりまして、広域ツアーへの参加、それから、全国共同制作オペラへの参画、あるいは被災地との相互復興支援活動、こういったものも県域を越えて活動しております。共同制作ですとか、広域ツアー等は行政区域を越えたほうが合理的であるという考え方もございますし、また、広域連携は、私どものような中核館への機能集約というのが目的ではなくて、私どもの館がそれぞれの地域で役割を果たし続けるためにも必要な取り組みであると認識しております。

【石田座長代理】 ありがとうございます。

【鳥取県文化振興財団（岡崎）】 ありがとうございます。今、御質問にあった件は非常に厳しいというか、なかなか悩ましい御意見です。鳥取県では、資料7の3枚目を見ていただければ分かると思いますが、バレエ「赤毛のアン」公演というのがあります。上から、
（1）番の（3）ですけど、本体公演は8月30日にしますが、県外主催者による公演ということで、これは共催ですけど、この「赤毛のアン」、我々が独自、新作バレエとして、全て一から創ったんですが、これを高知県さんと石川県さんと一緒になってやるということで、県外での公演もするようにしています。

これがなぜ悩ましいかというと、公益財団法人の認可は、鳥取県の中で事業をするのであれば、県知事が認可します。それを超えて、例えば広域的に中国地方とか四国地方とか、全国を回る場合には、実は本来であれば、これは内閣府の認可になります。ですので、ここがちょっと公益法人の厳しいところなんですね。さっきおっしゃったように、県の税金で事業をやるというものをなぜ他県でやるか、事業活動をするんだと。こういうことが実際に起きてくると、議論は出てくると思います。

我々はどういう公演をするかというと、これこそは我々の鳥取県の事業、あるいは財団の事業がいかにか高質なものであるか。それをPRする。広報としての一つの目的。それと、他県と一緒に公演することによって、その技術力も含めて、人材育成につながる。それが全て鳥取県内の公演に跳ね返ってくるということで、軸足は県外に移すような公演ではなくて、それをもって価値を県外の中で養って、こちらに帰ってくるという、結果的には税金の使い方としては、そういう使い方を考えています。

ですので、今回は初めて鳥取県として創った新作バレエを、それを県外に持って行って、共催をして、価値観をつくっていく。もちろん改善することもあると思うんですけど、それらをどんどん検証して行って、県内の中にまた帰ってくるという扱いをさせていただいています。

【石田座長代理】 ありがとうございます。先ほど熊本県からも御発言がありましたように、県のために、県民のためにPRをしていく、あるいは鳥取県の御発言のとおり人材育成につなげる、そういった具体的な説明によって、いろいろな連携が実現しそうだということが今のお話で理解できたような気がいたします。皆さんの御苦勞がそういったところで結実していくことというのが望ましいのではないかと感じました。

最後に、やはり地域の資源へのまなざしが非常に重要だということを申し上げます。例えば、熊本ではシアターアジアの展開です。地理的な位置を踏まえて、アジアへの展開を重視していらっしゃる。それから、銀座でのデモンストレーションを拝見したことがあるのですが、清和文楽の『ONE PIECE 文楽』の上演も、やはり地域の資源を生かした形で、まさに『ONE PIECE』というアジアや世界の若者にも本当に絶大なる人気のあるコンテンツでさらなる創作を生み出す活動を行っていらっしゃいます。これもやはり地域資源が十分生かされているということだと思うのです。

鳥取県も『赤毛のアン』は恐らく地域のバレエの資源を使って、外に打ち出していこうということだと思います。県立の劇場から発信されていく取り組みが今日お聞きできて、非常にうれしい思いでした。ありがとうございました。

【栗原座長】 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。では、どうぞ。

【日高委員】 広島東洋カープの地域貢献アドバイザーをしています日高と申します。私、もともと広島市の職員を34年ぐらやっていまして、マツダスタジアムをいろいろ工夫して造りました。今後、人口減少するということで、47都道府県で約2,000近くある施設を、それから、1,700幾らある地方自治体が維持していくのは難しいと思っていまして、先ほどの石田先生の県外の活動のお話をいただいた中で、例えば広島でいうと、広島広域都市圏ということで、広島市とか山口県の岩国市とか島根県の浜田市とか、連携しながらいろいろなことをやっているんです。

総務省がやっている連携中枢都市圏制度ですけども、これは熊本県さんと鳥取県さんの中を見ますと、熊本市さんが中核となってやられていたり、それから、鳥取県さんですと、鳥取市さんが兵庫県の市町と一緒にやっているというようなことがあります。要は、何が言いたいかというと、いわゆる地域ですね。経済圏を一つのくくりでもっていろいろと連携とかすると、非常にしやすいと思っていまして、そういった形のものをモデル的にいろいろそれぞれの市町が連携して、維持なり、あるいは廃止するなりみたいなことをやって

いったほうがいいと思っていますソフト的な連携の取組とかもあろうかと思うんですけど、いわゆる経済圏でもって、県域を超えて、そういった連携をしていくというのが非常に私は重要ではないかと思っているんですけど、その辺は取組として何か参考になるとか、こういうふうにしたほうがいいのではないかと思いますなどの何か御意見等ございますでしょうか。

【熊本県立劇場（佐藤）】 熊本からお答えさせていただきます。熊本県立劇場では、今、北部九州4県ですね。福岡、それから、長崎、大分、熊本の4県で、ジュニアオーケストラ事業で連携しております。4年ほど前からこの連携が始まりまして、年に1回ではあるんですけども、4県のジュニアオーケストラ、ユースオーケストラが合同でフェスティバルオーケストラをつくって、事業をするというような取組をっております。

ジュニアオーケストラ、ユースオーケストラは、各県、大体一つあるかないかというようなところで、子供たちにとって交流とか学びの場というのは、経済圏を越えた、県域を越えたような交流が非常に重要であるという立場から、4県での取組が始まっています。これは今年度は大分市で行う予定としております。

【鳥取県（清水）】 鳥取県ですけども、経済圏でのということについて、まだそこまで考えに至っていません。非常にいい意見をいただいたので、また検討させていただけたらと考えております。

【日高委員】 ありがとうございます。広島では広島広域都市圏の中で、球場を維持しながら、なおかつ独立採算のカープも存続させていくためにどういうふうなことをしたらいいかというのをずっと考えてきておりまして、ぜひそういう経済圏での取組というのはお願いしたいと思います。あと、今日の資料5の地方公共団体の役割について、今後、「充実にしくは追記を検討してはどうか」という3つ項目の中で、役割の整理の連携強化というのがあって、都道府県と市町村の役割の整理・明確化と、施設間、分野間の連携という話があるんですけど、ここでやはり地域間といった言葉が必要ではないかと今思っております。

それから、もう一つ、参考資料の鳥取県さんの「地域を支える社会資本」ということ、これはすごく感銘を受けました。2年前からワーキングする中で、国の文化予算が年間1,000億円ぐらいなので、増やしてほしいと言って、増えるんですかみたいなこともお聞きする中で、努力はしていますということですけども、実際的にはなかなか増えそうになく、それが2倍ぐらいになればいいんでしょうけども。先月、5月の文化施設部会で松本市さんが

たしか予算の3.3%ぐらいが文化予算というのはびっくりしたんですけども、年間の国の予算でいきますと1,000億円は約0.1%ということで、この辺、何とかしてほしいというのがあります。それがためにも国民皆がこういう文化芸術が必要だと思うのは非常に大事だと思っていまして、そのためにこういう「予防的投資」といった考え方、本当に感動したんですけども、いわゆる普及啓発がやはり大事だと思っています。これは単館で施設でやっていくことではないかとは思んですけども、普及啓発で独特な取組をそれぞれ鳥取県さん、熊本県さんでされていることがもしありましたら教えていただければと思うんですが。

【鳥取県文化振興財団（岡崎）】 では、鳥取のほうで初めに。独特と言われたらなかなかそうは、ちょっとどうかと。他県さんのやり方は、全て理解しているわけではないんですけど、一番変わったのは何かというと、新型コロナ、コロナ禍です。そこで全ての考え方が変わりました。財団ももちろん全て変えましたし、県も全て変わりました。それがスタートラインです。普及啓発は、今までは、趣味があって、お金があって、時間がある人がほぼ対象になってしまったんですね。結果的には。そうではないと。趣味がなくて、お金がなくて、興味の無い人。あと、時間がない人。要するに、そういう人たちが地域にはほとんどなんです。なので、普及啓発は、その人たちに届くためのものをしなくちゃいけない。一番やったのは学校に出向くこと。地域の老人会へ行くこととか、それをアウトリーチで、ホールがないところにどんどん出て行ったんです。

それから、役場で我々の事業をやりました。役場の議場、こういう議場があって、そこで発表会をしたり、あと、公民館に我々の技術者が行って、照明も持ち込んでいって、公民館で地域の人たちの文化芸術の場をつくったり、それを普及啓発の一つとして、つくってまいりました。それが令和4年からですね。4年の9月に財団ミッションをつくり直したので、4年から実際にやり始めました。ですので、劇場に来られる方はいいんですけど来られない方に対して、どう我々がアクションしていくかという。それが一番の大きな普及啓発のやり方かなということで、かなりやり方を変えました。特徴かどうか分かりませんが、そういう形で今やっているということです。

以上です。

【熊本県立劇場（佐藤）】 熊本でございますけれども、普及啓発の予算は、熊本県からは毎年一定の文化事業予算を頂いております。そちらに加えて、国の助成金を毎年獲得しているところです。さらに熊本の場合は、市町村からも負担金を頂いております。先ほど市

町村との共催事業というように申し上げましたが、市町村からの負担金、県からの委託費、国からの助成金、これがおおむね1対1対1程度で賄えるような制度設計をしております。

【日高委員】 すみません。ありがとうございました。

【箕口委員】 東京藝術大学の箕口と申します。今日、金森さん、いらっしゃっていないので、アーティストの視点について少しお話を伺いたいと思っております。まず、鳥取はオーケストラを持って、チェンバーオーケストラ。

【鳥取県文化振興財団（岡崎）】 チェンバーじゃないですか。

【箕口委員】 チェンバーですね。チェンバーのオーケストラです。チェンバーのオーケストラをお持ちで、説明によれば、県に関係のある、あるいは県に在住のということでお持ちになっていらっしゃる。これをどういう形で運営されているのかと。つまり、私の関心はどこにあるかといいますと、私はアートマネジメントの教員ですがけれども、大学全体としては毎年結構な人数の音楽家を世の中に送り出しております、この子たちが将来生きていく場所というのが常に気になっているわけですね。結果として、東京近郊、つまり、首都圏に仕事がたくさんあるために、せっかく地方で一生懸命育ててくださった優秀な人材が、ふるさとに帰ることなく、東京にとどまっている。Uターンしない。たまに声がかかっていくこともあるかもしれないんですけど、本来、こういった各地から東京が必ずやりしすばらしい才能は、ふるさとに戻って、それこそ、今、皆さんが盛んにおっしゃっている地域での文化振興という言葉でくくられるような様々な活動のまさに最前線に立つアーティストたちとして、つまり、我々がやっている劇場というところは中身なしには立ち行かない場所ではありますので、中身をつくっていく生産者ですね。ある意味、アートをつくる生産者を御自身の劇場、御自身のホールでどのように位置づけていらっしゃるのか。

これは同じ質問は、実は熊本劇場、私は、熊本については、実は登録アーティスト制度をいち早く始めた。特に県内のアウトリーチ活動のために自前で地元のアーティストたちにアウトリーチができるように育てていくという研修プログラムも含めて始められたという意味で、とてもとても、全国に先駆けてそういう見本をつくってくださったという意味では大変感謝していて、今、1対1対1で普及活動されているというのは多分そういったことが、実践があつてのことかと思えますけれども、そうやって育ててきたアーティストと劇場の関係についてお伺いできれば。

それぞれよろしく願いいたします。どちらからでも。

【鳥取県文化振興財団(岡崎)】 鳥取のほうから。鳥取チェンバーオーケストラと。今、メンバーとしては十七、八人だったかな。この人たちは鳥取在住、あるいは県外でも鳥取県に関係する人たちのプロの集まりになっています。これは非常に緩やかなオーケストラでして、必要なときというか、アウトリーチのときと、あと、定期公演のときに集まっていただいてやっていったということがあるんですけど、実はつくったきっかけは、鳥取にも、おっしゃったように、優秀な人材いっぱいいると。ただ、鳥取に住んでいる人が少ないんです。51万に近い人口しかいないので、それがプロのオケを抱えるということは、まず無理なんですね。でも、それを言っていたらいつまでたっても鳥取の音楽のレベルというか、子供たちももちろんそうですけど、上がらないと。感動も与えられないということで、つくってみようということが15年ぐらい前にあったんです。それ以降、ちょっと途絶えていたんですけど、新型コロナの元年、令和2年ですね。令和2年の正月から始まったときに、活動が全部ストップしてしまいました。そこで、これじゃいけないということで、せっかくあるチェンバーオーケストラをもう一回再編成して、鳥取のために使おうじゃないかということで、みんな集まってきて、それで、定期公演もするようになって、定期公演と併せて、小学校、中学校、あとは地域に対するアウトリーチもやってくれるというようなことでやりました。

なので、なかなか財政的なものとしては、維持するのは難しいんですけど、そういう緩やかな形で参加できる人たちにどんどん声をかけていって、二、三年前から全部、公演の日程を決めているんですけど、それをチェンバーさんにさせていただいて、集まってくると。それは今また見直しをしていますけど、今の限られた人数ではなくて、もう少し広げていって、鳥取に帰ってきていただくとか、あと、定住できる形を持っていけないのかなという検討はしています。おっしゃるとおりでして、それを何とか実現したいなということで、今、頑張っている最中です。

以上です。

【箕口委員】 ありがとうございます。

【熊本県立劇場(佐藤)】 熊本からです。熊本県の仕様書に、実は熊本県出身のアーティストの活用というのが盛り込まれておりまして、劇場としましても、それを意識した事業は必ず立てております。先ほど箕口委員が触れてくださった登録アーティスト制度ですけども、これが一番最たるものかと思います。熊本では、こちらのアウトリーチ事業、2004年からスタートしているんですが、2008年に登録アーティスト制度をスタートして、

現在も、ちょうど今年もオーディションと育成事業を行う予定としております。こちらはやはり優秀なアーティストが熊本で活躍していただく機会の確保、それから、劇場から遠い子供たちへの文化芸術に触れる機会の提供、これは両面をかなえる非常にいい事業だと、私どもの中核の事業として捉えております。

それから、先ほど経済圏のお話ありましたけれども、熊本県にもプロオーケストラはございませんが、福岡県を拠点とする九州交響楽団がございます。こちらと熊本県立劇場は、公立劇場で初めて連携協定を結びまして、九響さんと包括連携にのっとった、ファミリー向けプログラムですとか、本格的なクラシックコンサート。ちょうど今月28日に予定されているんですけれども、これを継続して実施していくことを決めております。

【箕口委員】 ありがとうございます。

【林（立）委員】 那覇市文化振興課、那覇文化芸術劇場なは一との林と申します。今日は素晴らしいご発表をありがとうございました。手短に質問をしながら、少しコメントさせていただければと思います。

熊本の皆さんに伺いたいんですけれども、熊本県立劇場の運営方針を平成26年に策定されたということですが、これをどのように策定されたのかということと、何年間を期間とした運営方針なのか、これまでもし改定みたいなものがあつたとすれば、どのように改定されたのか。その改定もどのような形で行われたのかというようなことを伺えますでしょうか。

【熊本県（松川）】 熊本県です。運営方針ですけれども、劇場法の制定に伴って策定したものですけども、何年までとかいう、そういう終期については特に定めてはおりません。改定も現状では特に予定はないというところでございます。

【林（立）委員】 分かりました。では、管理運営実施計画みたいなもので対応しているというような形なんですか。

【熊本県（松川）】 はい。そうですね。

【林（立）委員】 期間としては、5年間とか、10年間とか、どんな形になっていますでしょうか。

【熊本県（松川）】 指定管理につきましては、5年間ですね。

【熊本県立劇場（佐藤）】 文化事業の仕様書が指定管理期間の5年ごとに変わっています。条例改定も盛り込まれた仕様書の改定もございました。

【林（立）委員】 ありがとうございます。こういうことをちょっとお伺いしたのは、

劇場法指針の改正に向けた資料の中に、地方公共団体の役割について、劇場・音楽堂の運営方針の不明確さがあるから、ミッションを明確化すべきであるというところがありますよね。現行指針において、設置者は、運営方針を長期的視点に立って明確に定める、という部分があると思うんですけども、最初に劇場を設置するときは、自治体にとって非常に大きな投資でもありますので、いろいろな委員会などをつくって、しっかり運営方針を立てるとは思うんですけども、地域における状況も変わっていったり、劇場ができることで、地域の文化芸術のエコシステムも変わっていく部分があるんじゃないかなと思います。劇場・音楽堂の運営方針を設置者たる自治体だけで決められるのかという疑問がございます。

なぜならば、先ほど岸委員から、自治体に文化政策の専門家が配置されるといいのではないかという御意見がありましたが、現状はなかなかそうっていない中で、専門性が基本的にはない設置者（自治体）が専門的な劇場・音楽堂の運営方針を定めなければいけないということになっていて、その際にはいろいろな審議会や委員会のサポートもあるとは思いますが、現状、なかなか苦しんでいる地域や劇場においては、そういう運営方針がかなり一方的に設置者たる自治体から下りてくる、課せられているという感覚を持っているんじゃないかなと思うんですね。劇場法の指針は行政的な指針なので、役割分担を明確にすることはすごく重要だとは思いますが、劇場・音楽堂の運営方針を定める、あるいは改定するというタイミングで、専門家との対話を踏まえて策定したり、そこまでの実績を踏まえた運営側との対話の中で改定していくとか、そういう対話的な要素が文化行政の中に含まれていくといいのではないかなと感じたところでございます。

あともう一つは、大都市圏以外の、私たち那覇市もそうですけれども、地域にとっての非常に重大な問題はやはり人材の確保と育成だと思うんですね。そのときに、人材育成基本方針のようなかたちで、人材をどのように確保し、育成していくかということの方針を、劇場の運営方針として定めていくことも重要なのではないかなと感じた次第です。

そのことと同時に、昨年日本文化政策学会で、劇場・音楽堂の管理職のジェンダーバランスの問題ということも議論になっておりまして、日本は、劇場・音楽堂で働く方は女性がとても多いんですけども、管理職になると、その男女比率が逆転して、男性が多くなっているということが課題として議論されました。そのようなことも含めて、先ほどの箕口先生の話とも重なるんですけども、どういうふうアーティストやアートワーカーといいますか、技術者も含めてですけども、文化芸術関係者にしっかり地域で働いても

らうかということを考える上で、人材育成の基本方針や、世代のバランス、あと、人事評価制度等も含めて、現代にふさわしい形を模索していく必要があるのではないかなと考えた次第です。

以上です。

【石田座長代理】 非常に示唆に富んだお話だったと思います。アーティストですとか技術者ですとか働く方々への視点も必要で、それを、対話を通じて浮かび上がらせて、劇場運営の方針に入れていくというお話を今いただきました。それをそれぞれの自治体と指定管理者を受ける側、あるいは受けた側、あるいは市民、県民が接点をもって設けていくというのは非常に望ましい状況だと思うのと同時にハードルもありそうです。

そこで発想したのが、先ほど岸委員からお話があったガイドラインの作成、それから仕様書のひな形とかそういったことです。本日の資料5にもそれが明記されています。その辺りの展開についても、我々このワーキンググループでは今後話をしていくポイントになるのではないかなと、感じたものですから、発言させていただきました。

【岸委員】 林委員の運営方針の作成に設置者だけではなく運営者に関わるべきではとの御意見には同意します。一方で、運営者における幹部層のジェンダーバランスですが、公文協も全国に7支部あり、その支部長は施設の館長ですけれども、公益法人の場合は自治体から来られた方が一定数を占めます。それこそ三、四年で変わられる中で、全体のジェンダーバランスを図ることは、なかなか難しいのが現状です。もちろん運営者は民間もございますし様々ですけど、先ほど来の専門人材といったときに、もちろん事業ですとか運営ですとか技術職もありますけど、幹部層についてはジェンダーバランスに加えて、劇場施設全体の経営の専門性ということも今後検討が必要と思っているところです。

【鈴木委員】 発表ありがとうございました。国際障害者交流センターの鈴木です。今、運営方針や設置目的のお話が出ていて、岸委員からのお話と関係するところですけども、社会包摂やアクセシビリティについて、発表いただいた熊本県立劇場さんや鳥取県さんでは重要な事業の柱として位置づけられていると思います。一方で、この位置づけが曖昧で、社会包摂、アクセシビリティが指定管理者制度の中でどのように位置づけられているかという点が私は重要だと思っています。

社会包摂やアクセシビリティについては、単なる劇場・音楽堂のサービスの事業ではなくて、機能として持つべきだと思っております。この指定管理者制度の運用において例えば設置目的であったり、運営方針、仕様書等に明確に記載されていくようになればいい

と思います。もう1点、専門人材についても、舞台技術やマネジメントなどいろいろあると思うのですが、アクセシビリティや社会包摂に関してというのは、一制作者がすぐに担えるものではなくて、やはりアートマネジメントの一部だと思います。そういう意味では、この分野の専門人材を育成し、各劇場に専門性を持つ人がいるような形を、自治体においても想定して、制度の中に位置づけていただけたらと思いました

【山口委員】 熊本さん、鳥取さんにそれぞれお聞きしたいのですが、間違っていたら訂正してほしいのですが、これは私の知識がなくて分からなかったのですが、非公募でやっている熊本さんに関しては、指名入札ということで決まっていっているということなんでしょうか。また2点目は、今回、熊本さんでおやりになっている取組ですけど、「旅する、県劇」という企画についてです。全国的に今までホール改修中期間は大体、恐らく毎年の予算もあるので、県内、市内のいろいろなところで公演をなさるのだと思うのですが、通常ですと改修が終わるとその広がりのある公演がぱったりなくなるということがあります。これは、すごく意味があることを改修期間にやっていただいているので、その後の継続が非常に大事だと思っています。熊本さんの場合は、劇場のみならず、地方自治体、民間も含めていろいろ1対1でやっているのであれば残していける部分もあると願っていますが、どのような計画でしょうか。

また鳥取さんに関しましては、先ほど話題になった人材のことに關すると、大学との連携というところで、舞台説明会とかやってらっしゃるというのがありましたけど、これは大学のどこかの学部に向けてやっているものなののでしょうか？それとも、大学全体の人たちにお声がけをなさっているのか？とお聞きできましたら幸いです。このような取り組みによって学生の皆さんが舞台に興味を持っていだいて、舞台関係の仕事に携わってくれるようになると理想的だと思います。今までの実績やその辺りがどんな趣旨でやっていらっしゃるのかなど、教えていただけるとありがたいかなと思いました。

【鳥取県文化振興財団（岡崎）】 ありがとうございます。大学、2つありまして、一つは地域学部、アートマネジメント講座を開いているところが、これは定期的にずっと講座として我々の会場を使っていだいて、我々の技術者とか、アートマネジメント関係のことを一日がかりで全部やっています。それが一つと、あと、大学の部活動の中の演劇とかそういうものも案内して、そこでまた来ていだいて、我々と一緒になって、劇場の中でその事業をします。ですから、2つ、2種類やっています。

【山口委員】 ありがとうございます。そういうところからチャンスというか、興味が

広がっていくというのがないとなかなか人材が確保できないと思っています。熊本さん、指名入札ということなのでしょうか？

【熊本県（松川）】 熊本です。非公募は、指名入札ではなくて、単独ですね。指定管理者制度が始まり第1期から第3期までは公募での選考をしていたんですけども、文化事業の実施に関する提案について、外部へ委託するなど具体性・実現性に欠けており評価が低い候補者が多かった。そのようななか第3期で評価が高かったのが公益財団法人熊本県立劇場さんでした。また、H29年に設置した県立劇場のあり方検討会において、長期的視点からの事業計画の立案・実施、人材育成・確保が求められるため非公募での選定が望ましいという提言を受けたことから、県立劇場条例を改正したうえで、第4期以降は公益財団法人県立劇場さんを指定管理者とするというような方式に変えたというところでございます。

【山口委員】 ありがとうございます。

【栗原座長】 ありがとうございます。まだまだ議論は尽きないんですけども、定刻が過ぎて、皆様、次の御予定もある方もいらっしゃると思いますので、そろそろこの辺で御意見のほうは一旦終了させていただきたいと思っております。皆様にいただきました御意見は、事務局のほうでまとめていただきまして、今後の検討材料として生かしていただくということでよろしいでしょうか。

それでは、よろしいということだと思いますので。特に、あと事務局から何か御連絡とかはございますでしょうか。

【吉光補佐】 本日は長時間にわたりまして、活発な御議論をいただき、ありがとうございました。

次回ワーキンググループの日程については、また別途調整させていただきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【栗原座長】 ありがとうございます。

それでは、遠くからいらしていただいた方も本当にお疲れさまでございます。また今後とも、どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

では、本日の議事はこれで終了いたします。ありがとうございました。

— 了 —